

新居浜市エネルギー地産地消推進事業（公共施設太陽光発電設備導入事業） 質問に対する回答【令和7年8月12日回答公表】

No	項目	質問箇所	質問内容	回答
1	対象施設の既存設備		本庁舎において、既設太陽光設備が設置されていますが、今回の増設において継電器（OVGR・RPR）を設置するため、通信配線工事が必要となりますので、既設太陽光設備の図面をご教示ください。	既設太陽光発電設備設置工事の際の完成図面（1～3F平面図、車庫棟1F詳細図、単線結線図）をご確認ください。
2	6 工事の実施（8）	仕様書P4	本庁舎において、壁貫通（コア抜き）が必要となりますが、石綿に関し事前調査が行われているか？ご確認をお願いいたします。（大規模改修工事中ですので、実施されていると考えます。）	壁面の仕上塗材の石綿含有調査は行っています。 調査結果、本庁舎1階内壁・柱面の下地にのみ石綿が含まれています。 石綿含有分析調査結果は、仕様書6（8）の本市から提供する資料に含まれます。
3	工事		機器搬入において、現時点で認識しておく必要があるクリティカルな諸条件、他工事との兼ね合いがありましたらご教示ください。また、搬入のタイミングとして、土曜日・日曜日、もしくは平日夜間・早朝の何れがよいか？合わせて、ご希望をご教授ください。	令和8年3月末までの工期で本庁舎の大規模改修関連工事を施工中です。現地説明の際にも説明しましたが、新設受変電設備の設置を9月中旬、旧設から新設への切替を11/22(土)（予備日11/23(日)）に予定しています。その後、低圧幹線の切替を行いながら最終的には既設受変電設備の撤去を行います。 また、搬入は原則、閉庁日（早朝・夜間を除く。）とします。 滝の宮送水場において、諸条件や他工事との兼ね合いはありません。新山根送水場は2月中頃～3月中頃に生成次室の機器改修工事があります。送水場の搬入は、平日の日中を希望します。
4	工事		本庁舎における受変電改造工事の時期は、新設受変電設備切換えの11月ごろと伺いましたが、間違いはないでしょうか？また、両送水場における同改造工事のタイミングをご教授ください。	令和8年3月末までの工期で本庁舎の大規模改修関連工事を施工中です。現地説明の際にも説明しましたが、新設受変電設備の設置を9月中旬、旧設から新設への切替を11/22(土)（予備日11/23(日)）に予定しています。その後、低圧幹線の切替を行いながら最終的には既設受変電設備の撤去を行います。 新山根送水場は令和17年度、滝の宮送水場は令和24年度予定です。（送水場の他工事はNo.3のとおり）
5	図面		本庁舎の新設受変電工事における新設配線ルート図をご教示ください。	幹線設備系統図、幹線設備地階配線図、幹線設備6F・RF配線図、配線概要図（施工計画図）をご確認ください（完成図面ではないため実際とは若干異なっている可能性があることをご了承ください）。また、現地説明の際にも配布した配線概要図（施工計画図）について、別紙のとおり実際の予備管の仕様と異なる箇所がありましたのでご注意ください。変更分は、別紙図面・資料でご確認ください。

6	図面		各送水場における外構埋設配管図の資料をご教示ください。	各送水場の埋設配管・電線管図を提供します。
7	4 設置工事 事前の確認・手続 (2)	仕様書P2	蓄電池導入を検討するに当たり、各施設における特定負荷（非常時・停電時に電力を供給する機器や場所等）が選定されておりましたらご教示ください。	本庁舎の特定負荷については、特に指定はありません。 両送水場には電気室にUPSがあります。それぞれ5kVAとなります。 蓄電池設備仕様の検討は、各施設の特性をふまえた上でコストバランス等考慮して仕様を検討してください。
8	対象施設の 既存設備		本庁舎におけるエアハンドリングユニット、各箇所に設置されているファン、1次側、2次側ポンプの機器表（メーカー、型式、型番等）をご教示ください。	追加資料でご確認ください。
9	対象施設の メンテナンス		各施設の既設受変電盤の製造、メンテナンスを行っている業者名、連絡先の開示を頂く事は可能でしょうか。盤改造時に、その事業者様への問い合わせ、お見積り依頼等が必要になる可能性があると考えております。	両送水場の既設受変電盤の製造メーカーは、(株)日立製作所です。 自家用電気工作物の保安管理業務を四国電気保安協会に委託しています。 本庁舎の業務は四国電気保安協会に委託しています。 連絡先：四国電気保安協会 愛媛支部 西条事業所 089-904-9933
10	対象施設の 既存設備		新居浜市役所で施工中の新電気室に設置予定の受電設備、動力盤内の設備の製造メーカー、型番についての情報を開示頂けますとありがたいです。 また、今回開示頂いた情報から設置する機器が大幅に変更になった場合、設計変更、PPA単価の見直し等は可能でしょうか。	本庁舎の大規模改修関連工事で設置予定の受変電設備・動力盤内の設備メーカー・型番については次のとおりです。 (1)受変電設備・動力盤：(株)かわでん (2)機器メーカー：メーカーリストのとおり 基本的には今回開示する情報から設置機器が大幅に変更になることはありませんが、万一大幅な変更があった場合には協議により判断することになります。 PPA単価は、今回提示した情報に基づく提案とし、設置機器の大幅な変更があった場合の見直しについては協議により判断することとなります。
11	工事		新居浜市役所屋上への太陽光発電設備の設置にあたって、屋上への工事部材の搬入が必要になりますが、クレーン利用・設置についてのご指定、制限事項がありましたらご指示頂けますとありがたいです。	設置場所は本庁舎南側になります。実施は閉庁日とし、警備員を配置してください。

12	工事		<p>新居浜市役所屋上への太陽光発電設備の設置にあたって、資材を屋上に運び入れる必要がありますが、作業員の移動や、小型部材の搬入にエレベータを使用させて頂く事は可能でしょうか。また、エレベータの開口部、室内の広さを教えて頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>エレベーターの使用は可能です。ただし、使用時には養生等を行い設備を破損しないように注意してください。</p> <p>エレベーターは3基ありますが、閉庁日に作業する場合は、工事用として1基稼働させることが可能です。（開口部900mm、室内1380×1630mm）</p>
13	対象施設の既存設備		<p>滝の宮送水場の受電設備、動力盤内の設備の製造メーカー、型番についての情報を開示頂けますとありがたいです。</p>	<p>受電設備、動力盤内の設備の製造メーカーは、(株)日立製作所です。</p> <p>受電設備の製造メーカーリストを提供します。形式定格は単線結線図を参照して下さい。</p>
14	工事		<p>滝の宮送水場への太陽光発電設備の設置にあたって、屋上への工事部材の搬入が必要になりますが、クレーン利用・設置についてのご指定、制限事項がありましたらご指示頂けますとありがたいです。</p>	<p>クレーン利用・設置作業は、平日の日中を希望します。</p>
15	対象施設の既存設備		<p>新山根送水場の受電設備、動力盤内の設備の製造メーカー、型番についての情報を開示頂けますとありがたいです。</p>	<p>受電設備、動力盤内の設備の製造メーカーは、(株)日立製作所です。</p> <p>受電設備の製造メーカーリストを提供します。形式定格は単線結線図を参照して下さい。</p>
16	工法、設置場所		<p>新山根送水場の管理棟屋根について、太陽光パネルの架台の設置や、設置作業者が屋根上での作業時に屋根部材を破損する可能性が非常に高いと考えております。屋根部分の破損を防ぐような工法をすると、設置コストが非常に大きくなる事が想定され、想定単価に合致したご提案が困難と芳えております。新山根送水場についてのみ提案辞退するという事も可能でしょうか。</p> <p>もしくは、送水場敷地内の空きスペースの太陽光発電設備の設置をご提案させて頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>本事業は、対象施設3施設での提案を基本とします。</p> <p>提案の検討にあたっては、市から補助金交付上限額の範囲内で補助金を交付しますので、補助金予算額をふまえた上で、設置工法、導入事業費及び想定単価をご検討ください。（補助金交付上限額は、各設備整備費用の補助対象経費に対し規定の補助率に応じて算定した金額）新山根送水場の屋根廻りの部分詳細図を追加提供します。</p> <p>3施設について提案いただいた内容をもとに、本市が導入施設を判断します。</p> <p>また、補助金予算額は、主として屋根置きを想定した事前調査に基づいた見積額としています。3施設の敷地内の空きスペースの活用については、予算の範囲内の設置または独自提案として提案は可能です。</p> <p>新山根送水場については、大規模災害時の受入施設になるため、建物外の敷地内設置は不可となります。</p>

17	6 工事の実施 (8)	仕様書P4	「(8)設備の設置に伴う石綿事前調査は、本市が提供する資料を基に事業者が実施するものとし、その調査費用(分析調査を含む)は事業者が負担する。」と仕様書に記載がありますが、石綿が使用されている可能性がある区画での施工については、石綿があるものとした安全対策をとって作業をするという対応でも可能でしょうか。	石綿含有みなしとして作業することは可能です。
18	4 設置工事前の確認・手続 (4)	仕様書P2	「(4)各種関係手続 ア事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種法令の規定に基づく届出等手続きを行った上で、結果を本市に提出する。」と仕様書に記載がありますが、届出等手続き等にかかる費用についても本提案に含めるという認識でよろしいでしょうか。	届出等の費用についても提案内容に含めてください。なお、国の交付要綱に規定の補助対象経費に含まれる場合は補助金交付対象となりますが、対象経費以外は事業者の負担となりますのでご注意ください。 (交付要綱 別表第1 補助対象経費参照、国の交付金のよくある質問FAQ参照)
19	4 設置工事前の確認・手続 (3)	仕様書P2	「(3) 構造調査 対象施設に設備を導入した際に発生する加重増加等の影響について、本市から提示する施設情報を踏まえ、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士が確認し、確認結果を書面により報告する。」と仕様書に記載がありますが、報告期限は、施工着手する前という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	4 設置工事前の確認・手続 (3)	仕様書P2	仕様書4- (3) 構造調査について 構造計算書から荷重余力を確認し、その範囲内での設備計画であることを確認した結果を書面で報告とさせて下さい。 「地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないか」に対して、施設を設備と読み替え、設備の耐久性等の資料を提出致します。	構造計算書の荷重余力内であれば、お見込みのとおりですが、荷重余力を超える場合は、施設の耐久性に問題がないか調査を要します。